

92. 袴田さん無罪確定

9月26日、1966年6月に清水市の一家4人強盗殺人事件で死刑が確定した袴田巖さんの再審公判で、静岡地裁は無罪判決を言い渡した。検察が10月10日までに控訴しなければ無罪が確定することになったが、8日検察控訴せずのニュースが流れ、9日正式に検察は控訴の権利を放棄し、袴田さんの無罪が確定し雪冤した。袴田事件は冤罪であり、多くの人が無罪を信じていたことが実現した。喜ばしい限りだ。

袴田さんは現在88歳。30歳の1966年の逮捕から58年、68年の死刑判決から56年、76年の死刑判決確定から48年。信じられない人権侵害は、信じられない年数を経て無罪となった。

少し経過をみる。81年に再審請求するが裁判所の棄却が続く。2008年に最高裁は特別抗告まで棄却。同年に第2次再審請求。14年静岡地裁再審開始決定し死刑と拘置の執行停止（出獄）、検察は高裁へ即時抗告、検察5点の衣類の発見直後の証拠開示（カラー写真ネガフィルム93枚）。15年検察書証28点と取調べ録音テープを開示。18年高裁即時抗告を認め再審開始棄却、弁護団最高裁に特別抗告。20年最高裁は高裁に審理差し戻し。23年3月高裁が「犯人との認定に合理的な疑いが生じる」と再審開始を決定、証拠捏造の可能性に言及。東京高検は特別抗告を断念、静岡地裁で再審開始確定し、10月から再審公判開始。24年5月結審、9月無罪判決。

逮捕から（仮）出獄までの拘束期間は凡そ48年。再審無罪の決め手となった衣類のカラー写真の開示も事件から48年後で、検察の証拠隠しも判明した。強硬な検察と一貫性を欠く裁判に言葉がない。

袴田事件を知るにつけ印象に残っていることを三つ記したい。無罪を直接主張できるものではないが、事件の特異性がわかる内容だ。

一つは、静岡県警の冤罪体質。静岡県内では昭和23～29年に、幸浦事件（死刑求刑も後に無罪）等4つの冤罪事件が発生した。これらの事件の背後には紅林麻雄（1908～63）という刑事がいた。無実の者から拷問で自白を引き出し、稚拙な証拠を捏造して冤罪を作った。その捜査手法は紅林の部下も含めて静岡県警の警察官に影響を与え、袴田事件の取調べにも影響したといわれる。

二つは、死刑を言い渡すも裁判官を辞め無実を訴えた人がいたこと。熊本典道（1937～2020）裁判官は静岡地裁の袴田事件で無罪を主張するものの、他の2人の裁判官の反対を説得できず合議制により被告・袴田巖に死刑を言い渡した。その事を悔やんで半年後に弁護士へ転身するも、トラウマを抱え凄絶な道を歩み落魂する。07年に良心の呵責から合議の秘密を破り「私は無罪を主張したが2対1で有罪に決まった」と死刑判決の内幕を告白し、被告人（袴田巖）の無実を訴えた。20年熊本さんが亡くなる直前に、袴田さんの姉ひで子さんは熊本さんを見舞っている。

三つは、2014年再審開始を決定し死刑と拘置の執行を停止した村山浩昭・現弁護士の話。検察は即時公告し、18年高裁が決定取消したため、再審が確定したのは昨年。「決定文に取り消されるような隙があったから結果的に再審開始が遠のいた」と悔いる。再審公判も含め、検察は同じ主張を続けたといい、確定までの9年間は「無駄だった」と断じている。

再審無罪判決では検察・警察の捏造を指摘した。次の3つである。

- ①検察官が作成した自白調書は非人道的取調べにより作成され、実質的に捏造
- ②最大の争点だった、逮捕から1年後にみそタンクから発見された5点の衣類は捜査官が捏造
- ③ズボンの切れ端の存在は不自然さを通り越した不合理な捜査活動で捏造

判決は明快に言い切っている。無罪判決を受けて、長年袴田さんを支えた姉ひで子さんは「裁判

長が無罪と言うのが神々しく聞こえた。涙が止まらなかった」と述べ、長期間拘束による拘禁症状にある袴田さんは「無罪勝利が完全に実りました」と挨拶したという。なお、ひで子さんは無罪確定を受けて「^{いとお}厳だけが助かれば良いとは思っていない。再審法改正に大いに協力したい」と述べた。弟を守り通したことも含めて、ひで子さんの立派さに頭が下がる。

判決の後、裁判長はひで子さんに「ものすごく時間がかかって、裁判所として本当に申し訳なく思っています」と謝罪した。これは今迄の裁判全体について謝罪したと解したい。しかし、過去に死刑判決を行ったことに対する謝罪はない。

一方、幾つかの新聞は逮捕取調の段階から袴田さんを犯人扱いし、人権侵害したことの謝罪と反省の文を載せている。だったら、次に述べる談話にも反論して欲しい。

9月8日の検事総長の談話は以下のような内容(要約)である。

- ① 9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し控訴しない。
- ② 23年3月高裁の再審開始決定は重大な事実誤認があり、被告人が犯人であるとの立証は可能である。重大事犯を立証しないのは検察の責務の放棄で、再審公判では有罪立証を行った。
- ③ 「衣類をタンク内で1年以上みそ漬けた場合、血痕は赤みを失って黒褐色化する」と断定したことは疑念だ。捏造と断定し検察官の関与も示唆するが、具体的な証拠や根拠がない。
- ④ 判決は多くの問題を含み到底承服できず、控訴し上級審の判断を仰ぐべきであるが、再審請求審の司法判断が^{まちまち}区々で、長期間法的地位が不安定であることに鑑み、控訴すべきでないと判断。
- ⑤ 袴田さんが、長期間に渡り法的地位が不安定な状況に置かれたことは、検察としても申し訳なく思う。最高検察庁は再審請求手続が長期間に及んだことを検証する。

検察は、「被告が犯人であるが、長期間に渡る法的地位の不安定」により控訴しないとやっている。この期に及んでも被告が犯人と言い、冤罪捏造の謝罪もなく、この上なく酷い談話だ。「長期間法的地位を不安定」にした第一責任者は検察ではないか。この談話は後に尾を引くだろう。検事総長談話は、①⑤以外は再考すべきだ。

弁護団の小川弁護士もこの談話に、「納得いかない、端的に言うときしからん内容。袴田さんの有罪を立証することがまだできるかのようになり、証拠の捏造については全然、調査をするような姿勢を示さないのは全くけしからんことだと強く思う」と述べている。

今でも再審を求めて戦っている事件もある。最近では大川原化工機事件や大阪地検特捜検事の違法取調問題も発生している。何故検察の対応がこうも問題になるのか、国民の感情と異なる。

昨年3月に、検察に色々な不祥事があったことから「検察の再生に向けて 検察の在り方検討会議提言」が発表された。この提言の最初の「検察の基本的使命・役割」は次のように述べる(要約)。

検察官は、

- ① 被疑者・被告人の権利保障と事案の真相解明に努め、冤罪の防止、真犯人の適切な処罰を実現するという検察の使命役割を自覚すべきである。
- ② 有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。
- ③ 捜査段階においても、冷静な証拠評価や法律問題の検討等の役割を十分に果たすべきである。

検察の関係者は反省し、もう一度学び直し、国民の信頼に応えるべきではないか。

(2024年10月10日)